

特集

JAの内部監査のこれからを考える



① 企業の事例にみる 近時の内部監査事情

ひふみ総合法律事務所
代表弁護士 番匠 史人



2007年弁護士登録、のぞみ総合法律事務所入所。2009年～2011年金融庁検査局出向（金融証券検査官）。2017年12月ひふみ総合法律事務所設立。主な取扱業務は、金融レギュレーション、不祥事対応、訴訟・金融ADR対応、知的財産等。

監査）である点で異なります。

1 監査役監査

(1) 監査役監査とは

監査役監査は、監査役が取締役（会計参与設置会社においては取締役および監査役）の職務の執行が法令および定款等に適合して実施されているかを否かを検討する業務監査（会社法三八一条一項）と、各事業年度における計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書を監査する会計監査（会社法四三六

① 株式会社に対する 三様監査と内部監 査の役割

三様監査とは、次に挙げる三者三様の監査形態を指します。

① 監査役・監査役会によって行われる監査（監査役監査）。なお、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会。以下同じ）

② 公認会計士または監査法人

によって行われる監査（公認会計士監査（外部監査））

③ 株式会社の自主的判断によつて委託された株式会社内の役職員（監査役を除く）または株式会社から委託された事業体外部の者が株式会社のために実施する内部監査

監査役監査および公認会計士監査は、法律上定められている監査（法定監査）であるのに対し、内部監査は、株式会社の自主的判断で行われる監査（任意

JAにおいて不祥事を未然に防止するためには、内部監査が有効に機能している必要があります。近時、我が国を代表する上場企業においても、会計不祥事や安全性のデータに関する改ざん等の不祥事の発覚が断続的に続いており、不祥事未然防止の観点から、内部監査への期待が高まっています。

本稿においては、株式会社における内部監査の機能と役割について解説したうえで、内部監査に係る近時の課題について検討します。



条一項または二項）からなりま
す。

監査役は、株主総会により株
主から選任され、独立の機関と
して取締役の職務執行を監査し、
株式会社の健全で持続的な成長
を確保し、社会的信頼に応える
良質な企業統治体制を確立する
責務を負っています（注一）。

(2) 監査役の権限

監査役は、会社の業務および
財産を調査し、必要であれば株
主のために是正措置を講じる必
要があるため、会社法上、次の
権限等が監査役に付されていま
す。

【調査権限】

- ・取締役、会計参与、支配人そ
の他の使用人に対する事業の
報告の請求権または監査役設
置会社の業務および財産の調
査権

- ・子会社に対する事業の報告の
請求または子会社の業務およ
び財産の調査権

【是正権限】

- ・取締役の会社に著しい損害を

与えるおそれのある会社の目
的の範囲外の行為または法令
もしくは定款に違反する行為
につき、当該取締役に対する
差止請求権

取締役会への出席権および意
見の陳述権

- ・取締役会の招集請求および招
集権

- ・会社が取締役に対する訴えを
提起する場合における会社の
代表権

【報告権限】

- ・各事業年度に作成する監査の
結果をまとめた監査報告
- ・株主が求めた場合における監
査報告内容の株主総会での説
明

- ・株主総会提出議案・書類の調
査・報告

(3) 違法性監査と妥当性監査

監査役の監査は、取締役の職
務の執行が法令および定款に適
合しているか否かの監査（違法
性監査）のみならず、職務執行
において著しく不当な事項がな
いか否かの監査（妥当性監査）

の双方を含みます。

取締役会その他において行わ
れる取締役の意思決定の監査に
ついては、取締役が負う善管注
意義務、忠実義務等の法的義務
の履行状況を次の観点から検証
する必要があります。

- ・事実認識に重要かつ不注意な
誤りがないこと
- ・意思決定過程が合理的である
こと

- ・意思決定内容が法令または定
款に違反していないこと
- ・意思決定内容が通常の企業経
営者として明らかに不合理で
はないこと

- ・意思決定が取締役の利益また
は第三者の利益でなく、会社
の利益を第一に考えてなされ
ていること

（注一）公益社団法人日本監査役協
会「監査役監査基準」二条一項
参照。

2 公認会計士監査（外部 監査）

(1) 会社法上の監査と金融商 品取引法上の監査

公認会計士監査には、会社法
に基づく監査と金融商品取引法
に基づく監査があります。

① 会社法上の監査

会社法上の監査は、会計監査
人設置会社において、会計監査
人（公認会計士または監査法人
等）が、同会社の計算書類が会
社計算規則および一般に公正妥
当と認められる企業会計の慣行
に準拠して、当該計算関係書類
に係る期間の財産および損益の
状況をすべての重要な点におい
て適正に表示しているかについ
て、監査意見を記載した会計監
査報告を提出する監査を指しま
す（会社法三九六条一項）。会
社法上の監査の目的は、株主の
利益保護にあります。

② 金融商品取引法上の監査

金融商品取引法上の監査は、
上場会社における会社法と同様



特集

JAの内部監査のこれからを考える



②

JAにおける内部監査のあり方

この原稿を皆様にご一読いただく頃、私は卒業を間近に控えた大学生の身分にあります。二

〇一三年三月、役職定年を契機に三七年間勤務した地元JAを選挙定年により退職し、翌月から慶應義塾大学経済学部通信教育課程で学び始めました。

私が慶應義塾大学で学んだ集大成ともいえるべき卒業論文は、「農業協同組合に対する独占禁止法適用除外に関する考察」と題し、とかく外部の有識者によって論じられる機会の多い農協問題に関し、JAという組織に

身を置いた者の一人として当該問題を総括する意味で執筆いたしました。

本稿については、在職中、農協内部監査士、認定JA内部監査士として現にJAの内部監査業務に携わり、その後、慶應義塾大学で学んだ「会計監査」、「会社法」に関する知見を活かしながら総合的に論じたいと思います。



はじめに

単位JAという括りで見ると、JAは極めて特殊な組織であると思います。それは、総合事業を展開しているためか、個人が担当できる業務のバリエーションが豊富で、人事異動によっていとも簡単に職種が変わってしまうからです。多少大袈裟に言えば、「JAにおける人事異動は転職に等しい」のです。

昨日まで購買窓口業務で農薬の使用方法の説明をしていた職

員が、今日からはネクタイを締めて金融商品を紹介する、そんな光景が読者の職場でもあるかもしれません。そして、特に経済事業は、業務マニュアルの整備の遅れにより、「郷に入っては郷に従え」のように、配属された職場の先輩と現場の慣習から業務を学ぶこととなります。

また、管理職に登用された場合、必ずしも異動先の業務に精通しているとは限らず、業務処理の適正性を吟味することなく管理職という立場で検証印を押印するケースも可能性としては



志田 正次

いしのまき農業協同組合（宮城県）を選挙定年により退職。在職中は経営企画部長、コンプライアンス対策室長、東松島地域本部長職を歴任。現在、宮城県農業大学校非常勤講師。



否定できません。

過去、「信用事業新任担当者のためのコンプライアンスガイド」(本誌四八〇号四頁)にて述べたとおり、J Aにおける不祥事の口は、単純かつ使い古された手法によるものが多くあります。すでに何らかの処方箋が示されているにもかかわらず、同様の口口での不祥事が後を絶たないところにJ Aにおける内部管理体制の脆弱さを感じます。

また、採用時や異動時にその業務のもつ本来の目的や意図するところを十分に学ぶことなく配属されている点、監査実務を経験することなく有資格の内部監査士となるケースが多いためか習得した知識・技能を内部監査実務に応用できかねている点も見逃せません。

そこで、本稿では、「急がば回れ」の喩えではありませんが、改めて「内部監査とは何か」というところからみていきましよう。

定義から紐解く 監査と内部監査の本質

一般に監査とは「監査の主題に関連して識別されたアサーションと、確立された規準との合致の程度を確かめるために、独立の第三者がこれらのアサーションに関する証拠を客観的に入手・評価し、その結果を監査人の結論として関係者に伝達する組織的なプロセスである」と定義づけられています(鳥羽至英ほか『財務諸表監査』)。

ここでいう監査の主題とは、監査人の意見や結論が求められる「立証の対象(「アサーション」)を指しています(ただし、立証の対象がそのまま監査の主題となるのではない)。監査人は、財務諸表に含まれている個々のアサーションを立証することを通じて、財務諸表全体としての適否について意見を表明(言明)するということです。

内部監査人協会(IIA)

は、一九四七年「内部監査人の責任に関する意見書」のなかで内部監査を定義しました。その後、一九五七年の改訂を経て、

「専門職の実施の国際フレームワーク二〇一三年版」(IPPF)において、「内部監査は組織の経営活動に価値を付加し、これを改善するように設計された独立で客観的なアシュアランスおよびコンサルティング活動である。内部監査はリスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性を評価・改善するために体系的で規律づけられたアプローチを用いることにより、組織の目標達成を支援する」旨の内容に再定義しました。

この六〇年余りの間、多少の文言表現の変更、挿入・削除はありましたが、IIAは内部監査の本質的機能に対する理解を変えることなく、組織およびそれを取り巻く社会・経済環境の変化に適応した定義を提示することにより、内部監査を時代の要請に順応するものとして発展

させてきたと理解することができます。そして、内部監査の本質的機能とは、次の二点にほかなりません。

①不正や非効率のように経営目的の達成を阻害するもの(リスク)が予防、発見、除去されることを確かめ、経営者に対してアシュアランス(保証)を提供すること

②助言や提言などを行うこと(コンサルティング)によって、経営者による経営目的の達成を支援・促進すること
すなわち、内部監査の基本的な目的と機能とは「経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、独立の立場で経営活動を評価するアシュアランス業務およびコンサルティング業務が維持されること」を意味しているのです。

近時の J Aにおける 不祥事

J Aには、毎事業年度終了後に全国監査機構が取りまとめる



解説

「平成二八事務年度金融レポート」と 「平成二九事務年度金融行政方針」 のポイント

金融庁は、平成二七事務年度より、金融行政の目的を明確化する金融行政方針と、PDCAサイクルを意識してその進捗状況や実績等を継続的に評価し、現状分析や問題意識をまとめた金融レポートを公表しています。具体的には、次の二点です。

■「平成二八事務年度金融レポート」

平成二九年一〇月二五日公表。平成二八事務年度金融行政方針（平成二八年一〇月公表）の進捗評価・分析等をまとめたもの（以下、「H28レポート」）

「レポート」という

■「平成二九事務年度金融行政方針」

平成二九年一月一〇日公表。H28レポートの問題意識等を反映したもの（以下、「H29方針」という。また、H28レポートと合わせて「両書」という）

H29方針では、①金融システムの安定／金融仲介機能の発揮、②利用者保護／利用者利便、③市場の公正性・透明性／市場の活力、のそれぞれを両立させることを通じ、企業・経済

の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すことが金融行政運営における基本方針とされました。

また、両書では、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築や顧客本位の業務運営の確保の重要性などが指摘されるとともに、金融行政における当局の組織や検査・監督のあり方の見直しなど重要なテーマが記されています。

近時、政府系金融機関である商工中金に対して金融庁が立入検査や行政処分を行うなどの動きがあり、金融庁の重点施策や

問題意識が盛り込まれた両書の内容はJ A系統金融機関に対しても影響が見込まれます。

そこで、本稿では、H29方針を中心にJ A系統金融機関に関連する項目である金融行政運営の改革、金融仲介機能の発揮、安定的な資産形成等（顧客本位の業務運営）、利用者保護、金融システムの安定（マネロン／テロ資金供与対策）に関する両書のポイントを説明します。なお、本稿中、意見にわたる部分は個人的な見解であり、筆者が所属したは所属した団体・組織等の見解ではありません。

岩田合同法律事務所
パートナー弁護士 鈴木 正人

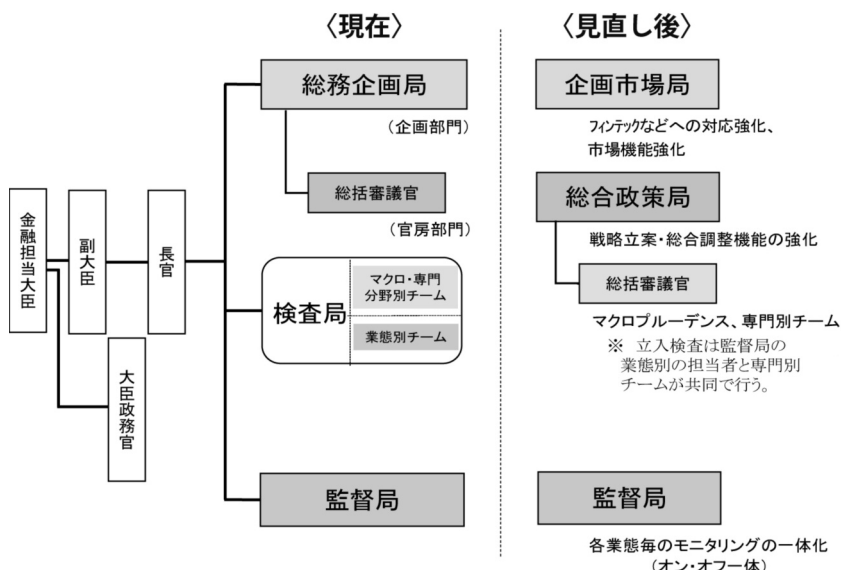
2002年弁護士登録。2010年ニューヨーク州弁護士登録。同年から2011年末まで金融庁・証券取引等監視委員会事務局 証券検査課 課長補佐、専門検査官。主に金融機関向けに金融・証券規制・情報法等の助言、コンプライアンス対応、反社会的勢力・マネー・ローンダリング対応などを行っている。





「平成28事務年度金融レポート」と 「平成29事務年度金融行政方針」のポイント

【図表1】金融庁の組織の見直し（新旧組織図案）



（出所）「平成28事務年度金融レポート」より作成

1 金融行政運営の改革



(1) 金融庁の組織の見直し

両書では、平成三〇年夏に金

融庁が組織の見直しを行うと述べられています。これは、金融行政が直面する課題（金融を取

【図表2】金融行政の視野

形式から 実質へ	☑最低基準（ミニマム・スタンダード）が形式的に守られているかではなく、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができていないか（ベスト・プラクティス）
過去から 未来へ	☑過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか
部分から 全体へ	☑特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができていないか

り巻く内外の激しい環境変化やIT技術革新の進展への対応など）に金融庁が的確に対応することを目的とする組織の見直しであり、具体的には、総務企画局（企画立案担当）、監督局、検査局の三局体制を、総合政策局、企画市場局、監督局の三局体制に変更することが予定されています。総合政策局、企画市場局と見直し後の監督局の機能は図表1のとおりです。金融機関へのオンサイト検査を担当す

る検査局が廃止されるとともに、見直し後の監督局においてオン・オフ一体のモニタリングが実施される予定です。

なお、両書で記載されているのは金融庁の組織の見直しであり、JA系統金融機関に関連する地方財務局の組織や役割がどのようになるかは現時点では明らかではありません（平成三〇年一月一九日現在）。地方財務局の組織や役割がどのような形になるのかについても、今後の動向が注目されます。

(2) 検査・監督のあり方

近時、金融庁は、個別の資産査定に関して原則として金融機関の判断を尊重し、「事業性評価」に基づく融資への転換を促すとともに、経済環境の変化等も踏まえて金融機関のビジネスモデルの持続可能性を含め、将来を意識して金融機関と議論を行う方針をとっています。

このような流れのなかで、両書では、検査・監督の視野を広げる方向性が示されています（図表2）。